

国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（案）の概要

背景

- ・ 新エネルギーの導入・温暖化対策の推進
- ・ 構造改革特区など、自然公園内における設置要望の増加
- ・ 大規模施設については、景観・野生生物保護の観点から従来より慎重対応

国立・国定公園内における風力発電施設の審査に係る手続き・考え方の明確化

基本の方針

「自然の優れた風景」の保全を主とし、公益性や立地の必然性を考慮しつつ景観・生物多様性への影響等を審査

大規模な施設：自然景観を害せず、野生生物への影響が軽微な場合など一定の基準を満たした場合に許可

小規模な施設：公園利用施設等について積極的に導入

- * 当該地の自然的・社会的状況も考慮
- * 公益性・必然性が高い場合には支障軽減措置を十分に講じた上で許容を検討

事前の十分な環境調査

- ・ 地形・地質
- ・ 植生・動物相
- ・ 影響予測・保全措置 … 等

必要に応じ事後モニタリング

【基準のポイント】

- 保護上重要な地域でないこと
 - 特別保護地区、第1種特別地域など
 - 野生生物の重要な生息地・生育地など
(例：鳥類の重要な繁殖地・渡来地 など)
- 展望・眺望の著しい妨げにならないこと
- 鳥類等野生生物への影響を回避・軽減すること
- 自然の改変を最小化すること
- 色彩等が周囲の風景と調和していること
- 供用後、施設の撤去、跡地の整理がされること など

視界を分断しない、見えの大きさを抑えるなど

(参考) 自然公園の類型別整理表

		国立公園 (国土の約5%)	国定公園 (国土の約4%)
特別地域 (許可制)		公園の核心部(特別保護地区等)については立地から除外 それ以外の地域では、基準を満たした場合に設置を許容 小型の風力発電施設については自ら積極的に推進 等	国立公園に準じるが、都道府県知事の判断による 高さ50m以上の施設について環境大臣への協議
普通地域 (届出制)	高さ30mを超えるもの	基本的考え方は特別地域と同様(自然の状況・保全目標などによって特別地域と異なる評価) 風景の保護上著しい支障がある場合について、保全措置の必要性を検討	都道府県知事の判断による 基本的考え方について技術的助言
	高さ30m以下	(届出不要)	

* 都道府県立自然公園は今回検討の対象外(都道府県知事の判断による)